

第5期 奈良市安全安心まちづくり基本計画

1. 計画期間

令和9年度から令和13年度

2. 計画の目的

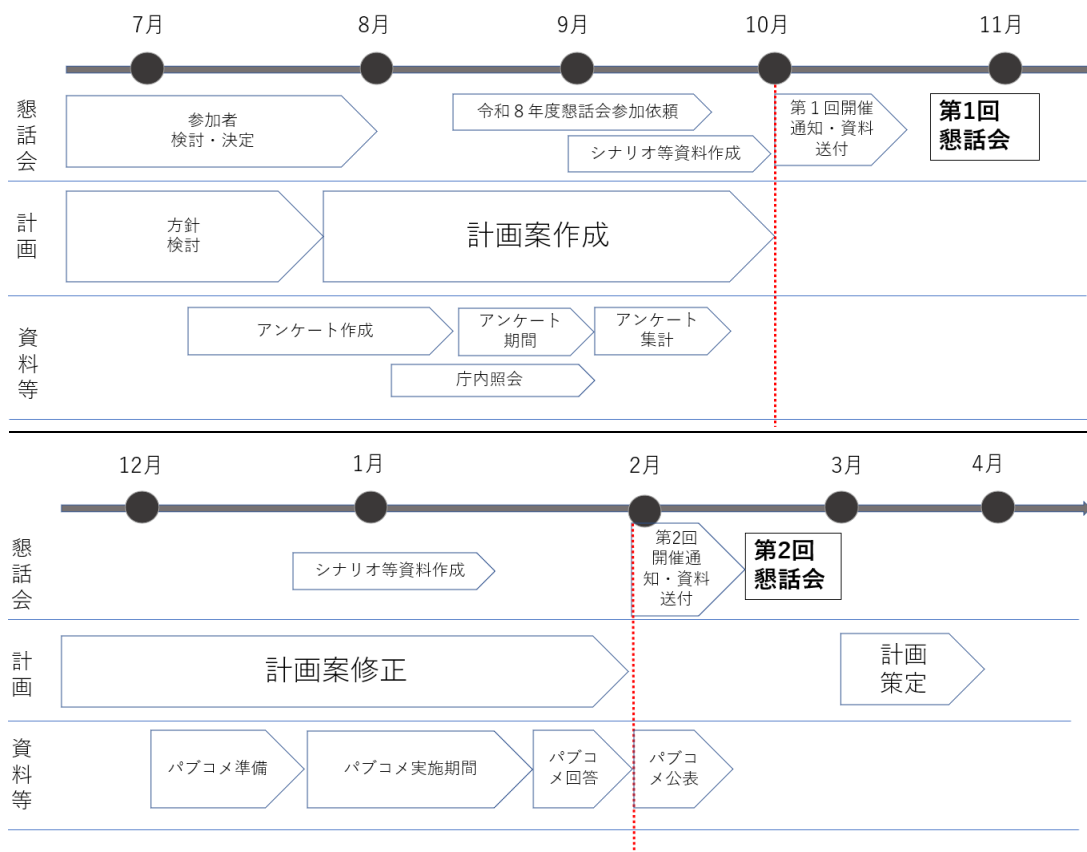
- ・奈良市安全安心まちづくり条例に基づき、安全・安心で快適なまちづくりに関する施策を総合的、かつ計画的に推進することを目的とする
- ・奈良市第5次総合計画の個別計画として位置付け

3. 計画策定の経緯

平成20年3月28日に「奈良市安全安心まちづくり条例」が制定されたことを受け、「奈良市安全安心まちづくり基本計画」（第1期）を策定した。

- ・第1期計画：平成21年度から平成25年度
- ・第2期計画：平成26年度から平成30年度
- ・第3期計画：平成31年度から令和3年度
- ・第4期計画：令和4年度から令和8年度

4. スケジュール



第12次奈良市交通安全計画

1. 計画期間

令和8年から令和12年

2. 計画の位置付け

- ・国が作成した第12次交通安全基本計画に基づき、都道府県が第12次交通安全計画を作成する。それに基づき市町村が第12次交通安全計画を作成する。
- ・交通安全計画の作成について、都道府県は義務付けられており、市町村は作成することができるとなっている。

3. 第12次交通安全基本計画の基本理念

交通安全基本計画は、交通安全対策基本法に基づき、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。

- ・交通事故のない社会を目指して
- ・人優先の交通安全思想
- ・少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

4. スケジュール

- ・令和8年3月27日 第12次交通安全基本計画作成（国）
- ・令和8年7月予定 第12次奈良県交通安全計画作成（県）

